変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十五日

名称　海獺碆灯台
位置
所在地　大分県大分市（海獺碆）
北緯　三三―一六―四九
東経　一三一―五七―四五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十五日

名称　姫津港灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（平島）
北緯　三八―〇四―五〇
東経　一三八―一四―二一
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十五日

名称　鹿児島港新港南防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島港新港区（南防波堤外端）
北緯　三一―三四―五五
東経　一三〇―三四―一六
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十月二十五日

名称　鹿児島港新港北防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島港新港区（北防波堤外端）
北緯　三一―三五―〇一
東経　一三〇―三四―一五
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十月二十五日

○海上保安庁告示第二百六十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　的矢港沖瀬灯標
位置
所在地　三重県志摩市（的矢港沖瀬）
北緯　三四―二二―一五
東経　一三六―五二―四〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月二十六日

名称　湯浅広港広第二防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県湯浅広港（広第二防波堤外端）
北緯　三四―〇一―四七
東経　一三五―一〇―〇九
変更した事項
名称　湯浅広港南津波防波堤北灯台
位置
所在地　和歌山県湯浅広港（津波防波堤（南）北端）
北緯　三四―〇一―五〇
東経　一三五―〇九―三七
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十六日

名称　玉之浦黒瀬灯台
位置
所在地　長崎県五島市（黒瀬）
北緯　三二―四〇―五三
東経　一二八―三八―〇三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで三四メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十六日

名称　宮ノ埼灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（宮ノ埼）
北緯　三八―一二―一五
東経　一三八―二九―三〇
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月二十六日

○海上保安庁告示第二百六十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　元稲府港北外防波堤灯台
位置
所在地　北海道紋別郡雄武町（元稲府港北外防波堤外端）
北緯　四四―三六―二一
東経　一四二―五七―〇二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月二十七日

名称　黒瀬鼻灯台
位置
所在地　長崎県五島市（黒瀬鼻）
北緯　三二―五一―四二
東経　一二八―五二―二〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日　平成二十三年十月二十七日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月三十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

議案受領

十一月三十日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

議案通知書受領

十一月三十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案